

さらには、将来における申請及び届出の電子化・ペーパーレス化への対応も視野に入れて、押印の省略等を検討する必要があると認められます。

(2) 法令等に定めのない書類の添付

申請書の審査にあたり、法令等に定めのない書類を添付させているものについては、その必要性に改めて検討を加える等、申請者の負担軽減を図るために見直しに努めていく必要があると認められます。

(3) 権限の委任等

地方分権の進展する中にあって、許認可等の事務においても、できる限り住民に身近な行政機関で処理することを基本とし、申請者の利便性や県民サービスの向上につながるよう、現地機関への権限委任及び市町村への権限移譲について検討する必要があると認められます。

(4) 情報通信技術の活用

近年の情報通信技術の目覚ましい進展に伴い、本県においても、平成13年8月に「県行政の情報化に向けたアクションプラン—電子県庁の実現に向けて—」を策定し、県行政全般にわたり情報通信技術の積極的な活用が図られています。

現在、多くの許認可等の申請書様式が、県のホームページから直接入手できるようになる等の改善が見られますが、その充実に努めるとともに、インターネットを利用した申請手続の電子化についても、利便性の一層の向上を図るために、個人情報の保護等に十分配慮しつつ、基盤整備を進めていく必要があると認められます。

3 その他

観光案内人の許可事務については、実際には、観光案内人全般ではなく登山案内人のみを対象としたものとなっており、本来の長野県観光案内業条例の趣旨とは大きくかい離した運用となっていますが、現在、所管課において条例の見直しが検討されています。多くの観光資源を有する本県においては、観光における案内人やインストラクターに対する需要が高まりを見せる中、時代に対応した、新たな観点から早急な改善を図る必要があると認められます。

監査委員事務局

正 誤

平成16年3月15日付け公告「国土調査法に基づく地籍調査の成果の認証」中

ページ	行（箇所）	誤	正
16	調査を行った者の名称	下水内郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町